令和4年9月21日 開会 令和4年9月21日 閉会 第 17 回 (通算第 206 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 13 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

1 日時 令和4年9月21日

2 場所 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

第		17	回吉賀町農	業委員	員会会議録				
招集年月日		令和4年9月21日							
招集の場所		吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室							
応招委員	農業委員	会長	斎藤学	代理	三井利民				
		2番	藤井和子	3番	森下保	4番	尾﨑勝典	5番	正木潤一
		6番	河野達	7番	山吹寛	8番	田淵文雄	9番	見川恒栄
		10番	田村薫平	11番	河口貴哉				
	農地利用		潮民雄		茅原忠夫		河野雅俊		近藤彰彦
	最 適 化		齋藤一政		田中一成		橋本俊郎		房崎主税
	推進委員		三浦浩明		右田巧		本廣順保		
不応招委員		なし							
	農業委員	会長	斎藤学	代理	三井利民				
		2番	藤井和子	3番	森下保	4番	尾﨑勝典	5番	正木潤一
		6番	河野達	7番	山吹寛	8番	田淵文雄	9番	見川恒栄
出席委員									
	農地利用		潮民雄		茅原忠夫		河野雅俊		近藤彰彦
	最 適 化		齋藤一政		田中一成				房崎主税
	推進委員				右田巧		本廣順保		
	農業委員								
	辰未安只								
欠席委員		10番	田村薫平	11番	河口貴哉				
	農地利用								
	最適化						橋本俊郎		
	推進委員		三浦浩明						
欠	員		なし						
本回の議長		会長	齋藤学						
本回に職務のために出席し たものの職氏名		事務局長	堀田 雅和		事務局員	7	齋藤 真央		
 開	会	議長は	9時00分				144 / T		
閉	会	議長は	9時27分						
	案及び日程	別紙の		MITA.	- 브 니				
議事録署名委員の指名		12.1115405	三井利民		藤井和子				
会期の決定		令和4年9月21日							
開議			令和4年9月21日						
12.14									
備	考								
L									

第 17 回農業委員会

(通算第 206 回)

令和4年9月21日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地法第3条の規定による別段面積の設定について

事務局

本日の欠席の方は、河口委員さん、田村委員さん、橋本委員さん、三浦委員さん の4名です。農業委員さん12名の内9名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移ってい ただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長

議事録署名委員として三井委員、藤井委員を指名する。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

議案第1号の1について説明します。

農地の所在は木部谷○、地目は田、面積○㎡、以下2筆、合計○㎡です。

譲渡人は○さん、柿木の方、譲受人は○さん、木部谷の方です。

今回の申請地は木部谷の○○のところにある農地です。

譲受人は、農作業歴は12年で、機械はトラクターを所有されています。

下限面積について、木部谷地区は30 a ですが、取得後の経営面積は76 a 以上となりますので問題ありません。そして無償譲渡とのことです。

作付け予定の作物は、ブロッコリーです。

申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと 思われます。

以上ご審議をお願いします。

ちょっと、会長

茅原委員

はい

議長

担当者の〇君には退室してもらわんといけんのんじゃないですか

茅原委員

一応審議の時にはいていただいて決裁の時にご退席いただこうと思っとりますけ ど、よろしいでしょうか

議長

今までなら、出る時なら、もうその前からずっと退席しとったから、どうかな、 と思ったんです

茅原委員

そうでしたかね?そうですか。ちょっと僕勘違いしてました。

議長

それでは、前の前例に従って、○さん、すみませんが、ちょっと退席していただけませんか。すみません。私がちょっと勘違いしてました。

(○委員退室)

まずは、担当地区の田淵さんに、現地の方の確認の状況をお願いします。

田淵委員

みなさん、おはようございます。

○さんが、○さんの田んぼを預かって耕作していただいてますけど、この度、お 父さんから、その田んぼを引き継ぐにあたって、自分自身が、もう耕作する意欲が ない、という事で、もう前々から「買ってほしい」という事を打診しておられたよ うなんですけど、この度、相続するにあたって、無料譲渡して、という事で、両方 とも承諾されまして、内容的には、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

担当地区の委員さんのご報告は、以上のようなものでございます。

では、皆さんのご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手の方でよろしくお願いします。

よろしいですか?無いようでございますので決裁の方に入らせていただきます。

それでは、1号1番の議案につきまして、賛成の方の農業委員の挙手を求めます はい、全員賛成でございます。よって認可されました。

それでは、○さんをお呼びください

(○委員入席)

○さんすみませんでした。さきほど、全員賛成で認可されかました それでは議案1号2番でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号の2について説明します。

農地の所在は木部谷○、地目は田、面積○㎡です。

譲渡人は○さん、柿木の方、譲受人は○さん、木部谷の方です。

今回の申請地は木部谷○のところにある農地です。

譲受人は、農作業歴は40年で、機械はトラクター、田植え機、コンバインを所

有されています。

下限面積について、木部谷地区は30 a ですが、取得後の経営面積は1 h a 以上となりますので問題ありません。そして無償譲渡とのことです。

作付け予定の作物は水稲です。

申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われます。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは同じく、木部谷を担当していただいております田淵委員さんに、ご報告をお願いしたいと思います。

田淵委員

はい、この件も先ほどと同じ内容でございます。特に問題ないかと思います。 以上です

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんの意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方、挙手をお願いします。

それでは、無いようでございますので、裁決の方に移らせていただきます。

議案第1号2番の案件につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

続きまして、議案第1号3番につきまして、説明をお願いします

事務局

議案第1号の3について説明します。

農地の所在は抜月○、地目は田、面積○㎡、以下2筆、合計○㎡です。

譲渡人は○さん、益田市の方、譲受人は○さん、抜月の方です。

今回の申請地は真田の○のところにある農地です。

譲受人は、農作業歴は 10 年で、機械はトラクターとコンバインを所有されています。

下限面積について、抜月地区は30 a ですが、取得後の経営面積は1 h a 以上となりますので問題ありません。有償譲渡で10a 当たり12万4千円とのことです。

作付け予定の作物は、水稲と野菜です。

申請の農地については、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われます。

以上ご審議をお願いします。

議長

はい、事務局の説明は以上のような事でございます。

それでは、抜月地区の担当でございます、見川委員さんに、現地の方の状況説明 をお願いいたします。

見川委員

おはようございます。場所は、僕が作っているハウスの3枚くらい上なんですが、 今ハウスが1枚できて、ハウスを作って野菜を作っているんですが、もう45年く らい前の圃場整備の頃から、お父さんが預かって、今息子さんが今やられているん ですが、別に問題はないと思います。

議長

はい、どうもありがとうございました。既に、ハウスが建って営農しておる、という状況であるそうでございます。

それでは、皆さんの意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方、挙手をもって、ご意見をお願いします。

問題ないとは思いますけど、ご意見ないですね?

それでは採決の方に移らせていただきます。

賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第1号の3も認可されました。

続きまして、議案第2号に移らせていただきたいと思います

農業経営基盤法の利用権設定の関係でございます。事務局説明をお願いします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第2号について説明します。

この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

≪新規案件を読み上げ≫

以上ご審議をお願いします。

議長

以上、事務局の説明でございます。利用権設定でございますので、現地の方の委員さんの説明はございませんが、みなさんのご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手でよろしくお願いします。

茅原委員

はい

議長

茅原委員

1年7か月というのは、いつからで、田んぼで預かられるにしては、えらい中途 半端な期間になるんだけど、何か、1年7か月というのはどのように、設定しとる んでしょうか

事務局

実際は今年からされているんです。6年というのは、年齢的に厳しいという事で、 来年度までを設定されたい、という事で、今から議案に挙げるという事もあって、 このような中途半端な期間になってしましました。

茅原委員

今年の4月から作っておられるんだったら、来年もう1年作るんだったら、12月で切れるようにしたらいいと思うんだけど、このまま7か月にすると、4月か5月の田植えをする頃に切れるような感じで、次の人に貸すにも難しい時期になるような気もするんですけど、どうなんでしょう。この期間でいいんですかね?まぁ出とるんじゃけえええんじゃろうが。何か、稲を作るにしたら、中途半端なような気がするんじゃけど

議長

確かにおっしゃるように、もしかして手を離す、という事になると、こんなところで手を離されたら、田んぼも持てんのが事実だろうと思いますね。

まぁその辺での、○さん、年齢的な事もあるって言っておられましたが、それなら、なおさらの事、切りのいいところの方がいいのかな、という感じはいたします。 これでやってくれ、と言うわけにもいかんのんですけど、我々が「いけん」という 事のも言えないのかな、と思っとるわけですが。確かに・・・

潮委員

そんないい加減な人ではありませんから。

議長

あ、そうですか。よく知ってて、理解してやっとるという事で、地元の委員さんからのご意見がございました。そういう事だそうでございます。

三井委員

とりあえず、奥さんの「○さん」と盆前に初盆に行って、色々今後の事について話したんですが、とりあえず○君が作るという事で、誰か他にずっと作ってくれる人がいれば、いう事でした

まぁ I ターンの中にも色々な人がおるんで、むやみやたらと貸すわけにもいかんし、という事で、まぁそこんとこは、○君が作りながら様子を見ましょう、という話をしたんです。相続の事も、娘さん2人なんで、どういうふうにするかを、今後の事を考えてくださいね、という話はしてきたんですけどね。とりあえず、○君に、年は私と一緒で73なんですけど、2年と言わず80くらいまでは頑張ってもらいたいな、とは思っておるんですが。

議長

地元の委員さんが、相談に対応しておられるという事でございます。

まぁ、そういった形でご理解得たいという事でございました。

他に、皆さんご意見ございますか?

無いようでしたら採決に移らせていただいて、よろしいですか?

それでは、第2号議案の1番につきまして、農業委員さんの賛成の方の挙手を求めたいと思います。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可されました。

それでは、最後の議案になります。議案だい3号につきまして、説明を、事務局 お願いします。

事務局

議案第3号について説明いたします。

通常農地法第3条により農地を取得する際には、下限面積要件として、その人の 経営面積がその地区で設定されている下限面積以上でなければならない、というも のがあります。これは、小面積では農業生産力が低くなることや、農地の集積に際 しても支障が出てくる、などの理由から設けられているものです。

ただし、例外として「市町村の全部又は一部について別段の面積を定め、公示したときはその面積」以上であれば許可ができる、ということになっております。

吉賀町の場合、経営面積が原則 30a 以上ないと許可できないことになっておりますが、空き家バンクの付属農地については下限面積が 0.1a となっております。

今回の対象地は真田○、畑、○㎡です。

この農地は吉賀町役場企画課より依頼があったもので、空き家バンクの登録の住宅に付属する農地です。持ち主は〇さん、広島市の方で、〇さんに住宅とともに売買される意向があるようです。

真田地区の場合、経営面積が 30a 以上ないと農地の取得が出来ませんので、今回 この農地について 0.1a の別段面積を定めたいというものです。 今回承認されれば、この農地については 30a の経営面積がなくても取得が可能となります。実際に売買が行われる際には農地法第 3 条の許可申請がありますので、その際に再度ご協議いただくことになります。

はい、事務局の説明は以上のような事です。この別断面積の設定につきまして、 真田地区の委員さんの方で現地見ていただいておりますので、ご報告よろしくお願いします。

茅原委員

現地の方は、宅地の下側に付いております農地です。○さんは、別に田んぼも持っておられるので、それも一緒に買われれば、このような別段面積を決める必要はないんですけど、○さんも、もうこっちには帰って来ないという事で、これを通してくれんと、農地は荒れますよ、と1週間くらい前に電話がありました。○さんの方が、この農地を作る、という事を言っていれれば済むことなんですけど、別段面積を決めることには問題はないんですが、残った田んぼ、これも広島の方から帰ってできないと思うし、まぁ今は、法人を作ったところに預けているんですが、○さんが農地を頑張って、一緒に農業をやるという事であれば、他の田んぼも一緒に買うてもらえれば別断面積を決める必要はないんですが、田んぼなんか作らんという気であれば、しょうがないです。別段面積と通していいと思います

議長

現地の方、委員さんの方で説明は以上のような事でございます。

まぁおっしゃる通りで希望する事もあるんだよ、という事で、それから、そういう風な状況になって、次に買われる方が田んぼも別にあって、それを買っていただいて、作っていただけたら最高なんですけど、要望というまでしかできないかもしれませんが、まぁ現状として今回は、別断面積を設定の申請が出ましたので皆さんのこの件につきましての、ご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をよろしくお願いします。

茅原委員

今、農地パトロール終わったところ、年に3回くらい広島から帰って、草を刈っているそうです。今のところ50センチくらいの草が生えているような状態です

議長

今残っている田んぼ、というのは、法人が作っておられる、という事ですね?

茅原委員

今は法人が作っておられます

議長

今は法人が預かっておられる。

茅原委員

まだ今から、登記をしてから確実にやるんだろうと思いますけど、一応は工事が終 わりましたところです

といった事であるそうです。

ご意見ございませんか?それでは、無いようでしたら決裁の方を取らせていただき たいと思います。

議案第3号の1につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。で、議案第3号は認可されました。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 27分閉会